

議案第236号

静岡市中心身障害者扶養共済条例の一部改正について

静岡市中心身障害者扶養共済条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和元年11月22日提出

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市中心身障害者扶養共済条例の一部を改正する条例

静岡市中心身障害者扶養共済条例(平成16年静岡市条例第92号)の一部を次のように改正する。

第4条第1号並びに第6条第1項及び第4項中「すべて」を「全て」に改める。

第10条第2項第1号を次のように改める。

(1) 精神の機能の障害により年金の受領及び管理を適正に行うに当たって必要な認知、判断

及び意思疎通を適切に行うことができない者

第10条第2項第2号中「破産者であって」を「破産手続開始の決定を受けて」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。